伊豆半島ジオパーク推進協議会の文書等の送料に関する規程及び伊豆半島ジオパーク推進協議会の複写機等の使用料金に関する規程を次のとおり定める。

平成28年11月1日

伊豆半島ジオパーク推進協議会会長 菊地



伊豆半島ジオパーク推進協議会の文書等の送料に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、伊豆半島ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)が管理している書籍、印刷物その他不特定多数の者に販売又は公開することを目的に作成された文書(以下「文書等」という)の送付を請求する個人又は団体(以下「請求者」という。)が負担する料金(以下「送料」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。(送料)
- 第2条 この規程の送料とは、次の各項に定めるものとする。
 - (1) 郵便又は運送業者による輸送料金
 - (2) Fax の電話料

(送料の負担)

第3条 文書等の送料は、実費とし請求者が負担するものとする。

(送料の免除)

第4条 送料は、協議会事務局長が必要と認めた場合には減免することができる。

附則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、伊豆半島ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)が管理する複写機等を個人又は団体が公務以外に使用した場合の料金(以下「料金」という。)の 徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(物品)

- 第2条 この規程の複写機等とは、以下に定めるとおりとする。
 - (1) 複写 (コピー) 機
 - (2) プリンター

(料金)

第3条 料金は、別表第1に定めるとおりとし、協議会から既に公開されている文書等を印刷する場合もこれに準ずるものとする。

(料金の徴収)

- 第4条 料金は、協議会からの請求に基づき、複写機等の使用者が支払うものとする。 (料金の免除)
- 第5条 料金は、協議会事務局長が必要と認めた場合には減免することができる。 (使用時間)
- 第6条 複写機等の使用は協議会事務局職員の通常の勤務時間内とし、協議会の事務に支障 のない時間帯とする。

(使用の制限)

第7条 政治活動、宗教活動等を目的として、著しく公共性を欠くと認められる場合又は社 会通念上ふさわしくないものは、印刷できないものとする。ただし、協議会事務局長が必 要と認めた場合はこの限りではない

附則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分			単価	金額	備考
複写(コピー)機による印刷	白黒	A3まで	1枚	10円	消費税を含む
	カラー	A3まで	1枚	50円	IJ
プリンターによる印刷	白黒	A3まで	1枚	10円	IJ
		A0まで	1枚	500円	IJ
	カラー	A3まで	1枚	50円	II.
		A0まで	1枚	1,000円	IJ

※両面の場合は、面数で数えるものとする。